

『源氏物語』と催馬楽「道の口」

—浮舟と遊女—

植田恭代

要旨

『源氏物語』には多くの催馬楽がとりこまれることについては、すでに諸先学の指摘があり、論者じしんもかつて検討を試みたことがある。なかでも第三部の物語では催馬楽が巻名にもなっており、とりわけ浮舟の物語との関わりは深い。ここでは、この浮舟の物語と催馬楽「道の口」をとりあげて考察を試みる。『源氏物語』で、明らかに「道の口」がみられる部分は浮舟巻にあり、手習巻にもそうではないかと指摘されてきた部分がある。それらの叙述をいま一度たどり、検討し直してみれば、やはり、両巻の当該場面は催馬楽の詞章をふまえた描写であると確認される。歌謡としての「道の口」の詞章を、時代背景をも視野に入れつつたどりみると、それは遊女を謡ったものであると考えられる。その遊女性が浮舟の物語に掬いあげられているのではないか。浮舟の造型には遊女性が付与され、場面にもそれが及んでいるのではないかという試案を提示するのが、本稿の目的である。

はじめに

平安時代の貴族社会で愛唱された催馬楽は、唐樂の伴奏に在来の民謡の詞章を持つ歌謡である。催馬楽が平安時代の文学作品にもみられ、とりわけ『源氏物語』に多く用いられていることはすでに指摘があり、その物語世界に深く絡むところについては、かつて考察を試みたことがある。⁽²⁾ 公の儀式でも歌われた催馬楽は、祝賀の曲目が有名で『源氏物語』の晴れの場でも歌われているが、一方で、民謡由来の詞章であるために、催馬楽の曲名や詞章の一節を用いることによって、物語に地方性や土俗性を呼び込む効果も備えている。催馬楽が巻名にもなり、より深い関係をみてとれる第三部の物語の催馬楽にはとりわけ注目されるが、ここでは、さりげなく本文に組み込まれる曲の一例について考えてみたいにしたい。律の曲に分類され、『源氏物語』の「浮舟」巻にみられる「道の口」である。

「道の口」は、越前国にちなむ催馬楽として知られている。『紫式部集』には京から越前へくだる道中や武生での詠歌が収められていることから、紫式部が娘時代に父為時の越前赴任にともない武生にくだっているのは明らかである。それゆえ、詞章にこの武生を謡う「道の口」が『源氏物語』にみられるのも、作家の人生の反映と考えることはたやすい。一方で、それは、紫式部個人の体験をこえてその時代の意識にも支えられ、歌謡という人口に膾炙することばとしてある。物語本文に組みこまれている地方性の色濃い催馬楽のことばを、作家個人の体験をも含

みこむ時代のことばとして見直し、物語展開からの内なる要請とあわせて考えてみる必要があるのでないだろうか。

こうした観点にたち、ひとつは催馬楽と『源氏物語』の関係にいま一度、光を当てて考察を試みるのが、本稿の目的である。

一、『源氏物語』にみる「道の口」

宇治十帖の浮舟巻、薰と匂宮それぞれから思いを寄せられて苦悩を深める浮舟。母中将の君のそばにいたいと願う浮舟に中将の君がことばを返す。

さなむ思ひはべれど、かしこもいとの騒がしくはべり。この人々
も、はかなきことなどえしやるまじく、せばくななどはべればなむ。
武生の國府に移ろひたまふとも忍びては参り来なむを。なほなほしき身のほどは、かかる御ためこそいとほしくはべれ」など、うち泣きつつたまふ。

浮舟 一六九頁⁽³⁾

こみえる「武生の國府」は『紫明抄』からすでに催馬楽「道の口」の詞章の一節ではないかと指摘されており、『細流抄』では「催馬楽道ノ口の歌也いつくにおはしますともまるべしと也」と、物語の内容に踏み込んだ解釈をみせる。これが「道の口」と明らかに関わる部分である。

また、入水が未遂に終わり、手習巻で意識を回復した浮舟は、横川の僧都の妹尼に救われるが、その母尼の弾く和琴にみなが興ざめをする場面で母尼の口づさむ一節も、催馬楽「道の口」の一節ではないかといわ

れている。

「たけふ、ちぢりちぢり、たりたんな」など、搔き返しはやりかに

弾きたる、言葉ども、わりなく古めきたり。 手習 三二二頁

傍線部の「口」が「道の口」と関係するかといわれる。この部分は本文に異同も生じるところである。『源氏物語大成』によれば、大島本はじめ青表紙本の系統では、「たりたんな」を「たりたな」とする本文は三本にあるものの「たけふ」の部分に異同はないが、河内本系統では「たけふ」の部分に異同が生じ、「たりたんなちり／＼たりたな」ととする本文が六本で、七毫源氏のみが「たかうちたりたんなちり／＼たりたな」という本文であり、別本にも異同が多い。

この部分について『花鳥余情』は「此は笛の音のかくき」ゆる也 それを和琴に尼公の引たる也 唱歌などにおなし」として、『後拾遺集』歌「笛の音の春おもしろく聞こゆるは花ぢりたりとふけは也けり」の例をあげ、楽器の旋律を習得するために口で謡いながら覚える唱歌のようなもの、と解釈している。⁽⁵⁾『弄花抄』は「笛の唱哥を和琴にうつし引きたる也」とし、また『岷江入楚』は、『花鳥余情』の説を引いて、「秘」すなわち三条西公枝の説として「笛のねを唱哥にする也」をあげ、この一見わかりにくいことばを、笛の音を習得するための唱哥としてうつしとられたものではないかとみる解釈のしかたが伝えられてきた。『玉の小櫛』も唱歌とする立場は同であるが、「是はたりふりちり／＼、たり／＼、と有しを、写し誤れるなるべし、其故は、笛の唱歌に、たけふちたなどいふ詞は、有べくもおぼえず」とし、⁽⁶⁾「たけふち」の部分

は譲伝であり「たりふり」が正しいと言う。これらの見方を批判継承し、新たな解釈を示したのは山田孝雄氏である。山田氏は、この「ふり」について「ふり」といふ唱歌は古くは恐らくはあらざりしならむ。何とならば、既に楽家録にいへる如く「ハ、ヒ、フ、ヘ、ホ」は打つ詞なれば、これは長く引くことなるべく、それに「ラ、リ、ル、レ、ロ」の唱へ替ふるものゝつくが如きことは古くは必ず無かりしならむと思はるればなり」と、唱歌の事情の方から「ふり」を唱歌と解釈できないとの見解を示し、「そのうちの「たけふ」といふ詞のみをここに書きあらはせるものにして、その下の詞をば略してあげず、その部分にあたるもの唱歌にて示せるものならむと思ふなり」と述べる。⁽⁷⁾「道の口」の詞章の一部である「武生」だけをことばとして言い、そのあとの部分はことばではなく、「あづま琴」すなわち和琴の旋律をメロディとしての「口」すみと解釈するのである。『源氏物語事典』の当該項目の水谷百合子氏も、それを踏襲して解説を加えている。⁽⁸⁾最近の注ではほぼこの説を踏襲しており、新日本古典文学大系本が「ちりり…たりたんな」は笛の譜を歌うこと（唱歌）か。催馬樂」とし、新編日本古典文学全集本は「催馬樂「道の口」の「道の口 武生の国府に…」の一節で、「ちぢり…たりたんな」は笛の音符とする解に従う」としている。青表紙本を中心にして「たけふ」の本文が伝えられているのは、本来「たけふ」とあった可能性が高いことを反映しているのではないか。唱歌の実態が十分に理解されないまま、後世の解釈が付与され、そのなかで書写が進められていくば、異同が生じるのは当然のことでもある。この部分は、「たけふ」に

唱歌が続けられたとみる山田孝雄氏の解釈が最も説得力に富み、適切であると考えられよう。

浮舟巻の「武生の国府」の一節と、手習巻のこの部分は、響きあう表現とみなせる。しかも、手習巻では「たけふ」だけが明らかな詞章なのであれば、越前の武生という地名が際だつように表現され、さらに続く部分を唱歌としてぼかすことにより、逆に本来の詞章である「の国府に私はありと親に申したべ」の部分が、字面をこえて物語に立ちのぼってくる。いわば引歌に通じる手法であり、「道の口」の詞章後半が、より印象深く強調される。催馬樂「道の口」は、個々の叙述というより、浮舟の物語そのものに関わっているのではないだろうか。

『源氏物語』内の催馬樂「道の口」に関する箇所が、以上のような表現であることを確認したうえで、まず、催馬樂「道の口」の検討から始め、物語の描写へと考察を進めていく。

一、催馬樂「道の口」

「道の口」は、催馬樂の律といわれる調子の曲のひとつで、その詞章は次のとおりである。⁽⁹⁾

道の口 武生の国府に 我はありと 親に申したべ 心あひの風や

さきもだちや

見知乃久知 太介不乃己不爾 和礼波安利止 於也爾万宇之太戸
己々呂安比乃加世也 左支无太知也

詞章の意味について考えてみる。曲名でもある「道の口」は、都から下る街道の入口の意で、ここでは越の道の口にあたる越前のことである。

『和名抄』には「越前古之乃三知乃久知」とある。⁽¹⁰⁾『梁塵愚案抄』は「道口とは越前の國を云心あひの風は風の名なり眞云すへて前中後の国をはみちのくち道のなまみちのしりといへりみちのしりこはたをとめみちの中国つみ神など万葉に多くよめり文などにはこしのみちのくちなどいへり」と述べ、他の諸注釈でも、この解釈で一致を見る。その武生には越前の国府があつた。「武生の国府」は、現在の福井県すなわち越前の丹生郡にある国府である。国府は、一国の中心となる場所である。

続く「我はありと」は、自分はここにいるの意だが、ただ存在するという意味だけではあるまい。『伊勢物語』の東下り章段には、次の有名な歌がある。

名にし負はばいざ言問はむ都鳥わが思う人はありやなしやと

この「ありやなしや」は元氣でいるかどうかの意なのであり、ただの存在などではない。「道の口」の場合も同じ用法であり、無事でいることを示すのは明らかである。無事で暮らしている、くらいに考えるべきであろう。すぐ下には「親に申したべ」と、親に申し伝えてください、とのことばが続いている。

では、「心あひの風」とは何か。そのままの意で解釈すれば、心のあうよい風となるのだが、『万葉集』には東風を意味する「あゆ」の用例もある。⁽¹²⁾しかし、「あいのかぜ」を「あゆのかぜ」と同様に考えることには慎重でなければならない。柳田国男は「あいのかぜ」について、日

本海側で海からくる風をいうものの、土地によってその方角は微妙に異なっていると説き、「道の口」にもふれている。⁽¹³⁾

越前でも丹宇郡の海岸などは東北隅が山地で、沖の正面はやゝ西に寄つた北である故に、アイが乾のほうから吹いてくる風であつたらうが、現に東に寄つた坂井郡金津辺では、今でも東北風をアイノカゼと謂つて居る。だから有名なる催馬樂の「道の口」の章……略……とあるアヒノカゼなどは、當時この南條郡地方に於ては、東北から吹く風を意味して居たのかも知れず、又さうで無くては親を西南の京なり津の国なりに、置いて来たといふ者の歌にはならぬのであつた。無用の説明だらうが、此歌も元は遊行女兒の作かと思はれる。武生のあたりでも、東風とは限らないことを述べ、さらに文学用語としての「アユ（アエル）」にも言及する。

樹の実の落ちて来るのをアエルといふ語の如きは、歌文にこそ人望は無かつたが、所謂俗語としては京畿の地を始とし、今でも之を使用する者は甚だ多いのである。或ひは、海が種々の珍しい物を打寄せることをも、アユ又はアエルといふ様な用語があつて、それを約束する風である故に、乃ちアユの風とは名づけ始めたのでは無かつたか。果たして其想像が中つて居るとすれば、後日遠い国々の浮宝を、導いて来る風の名の如く、感ずるやうになつたのも順序があり、さらに又「心あひの風」といふ歌言葉の、耳に快くくり返し用るらるゝに至つたのも自然だつたと言へる。

柳田説によるならば、アユ・アユルというのは、実の落ちてくることを

表すことばであり、それを「あいのかぜ」にあてはめて考えてみれば、恵みをもたらす海の風ということになる。風の方角は東風に特定できないものの、人間に何らかの恵みをもたらす意はみてよさそうであり、実際に好ましい風という意で使つている地方もあるという。

こうした考察を視野に入れるなら、「道の口」の「心あひの風」も、心のあうの風という意をこえて、恵みを運んでくれる風、という意味に解釈できるのではないだろうか。

最後には、詞章末尾の「さきんだちや」であるが、これは離子ことばと解されている。催馬樂では「道の口」の他、「浅水」「刺櫛」「更衣」「何為」「鷹子」にみえる。土地をその詞章に歌いこむのは、日本古来の民謡にもとづく詞章を持つ催馬樂の特徴であるが、「道の口」周辺には、越前界隈の歌が多く、このうち「浅水」「刺櫛」が越前に関係する詞章である。土地との関連性を推測されるところもあるが、本来何かの意があつたのかどうかは、現在では不明と言わざるを得ない。これはそのまま離子ことばとして理解しておきたい。

このような検討から、一曲の詞章は、越の口の入り口である越前の武生の国府に、私は無事で暮らしていると親に申し伝えてください、私ど心のあう、しあわせを運んでくれるよい風よ、サキムダチヤ、という内容になる。

この「道の口」について、折口信夫は次のように記す。⁽¹⁵⁾

「⁽¹⁴⁾插櫛」の歌と同じ境遇の女で、都の女が地方官が誘うのでついてきたのだ。見識高いが、都を思うと淋しい。心あいの風が知らして

くれるだろう、と風にいいつけているわけだ。風がことばを運ぶと感じているのは万葉以来だ。身分の高い女の甘えたところだ。

日本古典文学全集および新編日本古典文学全集の注は、折口の見方をふまえていよう。⁽¹⁶⁾

この遊女の嘆きを聞いて、日本海の荒海の上で過ぐす船乗りたちも漂泊の人生の哀愁に共感したであろう。風が詠み込まれているのも、風に敏感な海上生活者の口吻が移ったからにちがいない。折口信夫は、「刺櫛」とともに、国司に誘われて田舎下りした都の女房の境涯が詠まれたとみている。南溟の孤島に流罪となつた平康頼が詠んだ「さつまがた沖の小島に我はありと親にはつげよ八重の潮風」(千載・驕旅)にもこの曲の離愁があざやかに生きている。

康頼の歌は、橋守部『催馬樂譜入綾』にもすでに指摘があるが⁽¹⁷⁾、『千載集』卷第八に收められている康頼配流時の五四二番歌で、『古今集』入集の箇隱岐国配流時の四〇七番歌「わたの原八十島かけてこぎ出でぬと人には告げよあまの釣り舟」(卷九・驕旅・小野篁朝臣)の趣向にも通じる。康頼詠で「道の口」と共通するのは、「我はありと」「…には告げよ」と、「風」に頼むところで、どこか合成されたような印象すら与える。この注では、折口の説からさらに踏みこみ、遊女と明確に記し、歌謡の女のイメージを規定している。先にあげた柳田国男の文章の「遊行女婦」という指摘とも、同様な解釈となる。

引用部にあげられる「刺櫛」の詞章は、確かに「道の口」の詞章と通底する部分があろう。

刺櫛は 十まり七つ ありしかど たけくの掾の 朝に取り 夜さ
り取り 取りしかば 刺櫛もなしや さきむだちや

「刺櫛」は文字通り髪にさす櫛のこと、「十まり七つ」は十余り七つで、「たけくの掾」の「たけく」が武生ではないかと考えられるところ、「掾」は守・介に続く国司の職であり、一曲の詞章の意味は、刺櫛は十七あつたけれども、「たけく」の掾が朝に取り、夜に取り、取つていつたので刺櫛もないことよ、サキムダチヤ、となる。

この「刺櫛」についても折口信夫は、次のように述べる。

限定して「さしごし」というと、皇后から女房ぐらしまでの女性が、宮廷の女房で、若い盛りが過ぎて、地方官に誘惑されて越前の国までできているのだろう。そして武生にいる掾に世話になつてているのだが、地方官が刺櫛など珍しいのでやってきてはあれこれと持つてゆくのだ。それで「朝にとり、夕にとり」といつているのだ。

折口は、「刺櫛」の女を地方官と親しい、もとは身分の高い女とみる。日本古典文学全集本・新編日本古典文学全集本の注では、地方官と懇意の女という見方をさらに押し進める。

遊女でもあろうか、刺櫛の蒐集が自慢の女だったのだろう。国衛の三等官の愛人になったことが得意であつたけれども、刺櫛はもうろん、何もかも持つていかれてしまったのである。折口信夫は都の貴族か宮廷かの女房が地方官に誘われて下つたと解している。

く、男女のかけあいになつてゐるものもある。⁽¹⁸⁾ それらの男と女は、詞章の内容から庶民と思われるが、そのなかにはおのずと遊女の存在も含まれよう。いま、この遊女という視点に着目したい。これらの越前に関係する催馬樂のなかに、遊女の影を透かしみてはどうか。櫛が謡われる「刺櫛」は出自のよい高い女と見る余地も残していようが、「道の口」はより遊女の印象が強い歌として考えられるべきなのではないか。

催馬樂「道の口」の女は、風によびかけ肉親への言づてを頼む。その女を、武生の地にある遊女とみることができるなら、『源氏物語』に「道の口」が掬いあげられるのも、遊女の心情をとりこむことになろう。先学の指摘に導かれて、遊女という観点から「道の口」を再度見直してみるのが、次なる課題である。

三、古代の遊女

まず、古代における遊女について考えることから始めなくてはなるまい。古代の遊女をどのように考えたらよいのか。

日本の遊女といえば、近世の傾城や遊郭が思ひ浮かべられがちだが、それ以前にも遊女たちはいた。とりわけ、中世の遊女たちの存在は、江口の遊女を素材とする能「江口」や流行歌謡である今様を収めた『梁塵秘抄』などがよく知られているが、もっと遡る時代から、遊女は存在していた。

古代の遊女の起源をどうみるかは、かつての論議のひとつの焦点となり、まず巫女起源説が提唱され巫女から遊女へという流れが導かれ⁽¹⁹⁾、そ

の批判的立場から朝鮮の外来民族起源説も出されてきたが、近年は後世の遊女觀に影響されてきた反省のうえに、遊女という表現そのものに巫女という意味が備わるとして聖なる存在と見る立場⁽²⁰⁾や、歴史的な觀点から遠の朝廷における准女官的役割を照らし出す見解⁽²¹⁾もあり、また芸能者という面を重んじて傀儡女や白拍子の源流とする見方もある⁽²²⁾。

古代の遊女像の解明は難しいが、さらに見極める必要はある。後世の見方にからめとられてはならないが、芸能の伝承者であることを考慮すれば、やはり聖なる部分も根底に備えつつ、宴席で歌の才を発揮し官人たちと関わっていたとみるべきなのではないだろうか。

『和名抄』には「遊女」の項があり、「遊女夜發楊氏漢語鈔云遊行女兒又云阿曾比」⁽²³⁾ 一二云晝遊行謂之遊女待夜而發其淫奔者謂之夜發今案夜發俗云夜保知本文未詳」と

あり、「楊氏漢語抄」をあげて、日本での別名を「うかれめ」「あそび」と言つたらしいことを説明する。「アソビ」は『古事記』の例などから神事的歌舞といわれるが、これは女性に限られるものではなく、遊男も存在しながら女性のみが專業集団化したという指摘もある。⁽²⁴⁾ また、昼の「遊行」と夜の「淫奔」が対比的に説明され、「夜發」と記される昼とは異なる遊女がいたことがわかる。なお、「うかれめ」には漂泊的印象があるが、空間的には限らず男性の間を漂泊する意と解釈する余地も残している。また、平安末期の『類聚名義抄』には、「遊行女兒ウカレメアソビ」とみえ、ここに至つて、「アソビ」と「ヤボチ」の境が明確でなくなっていることがうかがえよう⁽²⁵⁾。

古代の遊女を顧みるとき、まず視野に入ってくるのは、前節にあげた柳田国男の文章でもふれている、『万葉集』にみられる遊行女婦の存在である。『万葉集』中「遊行女婦」の語は七例みられ、そのうち五例には土地の名がともなう。⁽²⁶⁾ 四〇四七番歌左注および四〇六七番歌左注の「遊行女婦土師」や四二三二番歌の詞書にある「遊行女婦蒲生娘子」や四二三六・四二三七番歌左注の「遊行女婦蒲生」によって、遊行女婦は土地との結びつきの強さがイメージされ、宴席におけるその詠歌から、地方に赴任しやがて帰還する中央官人をもてなす、赴任地周辺の女性という典型的なありかたが導かれる。また、次の二例は「遊行女婦」の解釈を広げる可能性も含む。

冬十二月、大宰帥大伴卿の京に上る時に、娘子が作る歌一首

凡ならばかもかもせむを恐みと振りたき袖を忍びてあるかも

六一九六五⁽²⁷⁾

大和路は雲隠りたり然れども我が振る袖をなめしと思うな

右、大宰帥大伴卿、大納言を兼任し、京に向かひて道に上る。

この日に、馬を水城に駐めて、府家を顧み望む。ここに、卿を送る府吏のなかに、遊行女婦あり、その字を児島と曰ふ。ここに娘子この別れの易きことを傷み、その会ひの難きことを嘆き、涙を拭ひて自ら袖を振る歌を吟ふ。

六一九六六

左夫流といふは遊行女婦が字なり

大納言を兼任していた大宰帥は藤原武智麻呂で、九六六番歌の左注によれば、滞在期間を経て京へ向かう武智麻呂を見送り、その心中を歌に

するが、「遊行女婦」の「児島」であり、「児島」はまた「娘子」とも言われており、これが『万葉集』の遊行女婦と娘子をほぼ同様とみなす根拠にもなる。

遊女の見直しとも相俟つて、遊行女婦の見直しも重ねられ、遊行女婦を主に娘子や采女にまで広げて酒宴接待役である職業的遊女とする見方や、遊女が官人と民衆の緩衝地帯にたつていたとする論、詠歌の分析から遊行女婦を額田王に次ぐ女流専門歌人とみなす論⁽²⁹⁾、前述の女官相当の公的な性格の指摘⁽³⁰⁾、また宮廷のみならず歌垣に発生の基盤をもとめる論⁽³¹⁾や、中央の男と土地の女との関係にジェンダーを援用する論なども出されている。宴席との結びつきは強く、官人たちに見事な歌を披露するのが、この時代の遊女のひとつ特徴である。

一方、遊行女婦左夫流を詠みこんだ家持の長歌には次のような部分もみえる。

大汝 少彦名の 神代より 言ひ継ぎけらく 父母を見れば貴く
妻子見れば かなしくめぐし うつせみの 世の理と かくさまに
言ひけるものを 世の人の立つる言立て ……略…… 南風吹き
雪消溢りて 射水川 長る水沫の 寄るべなみ 左夫流その児に
紐の緒の いつがり合ひて には鳥の 二人並び居 奈良の海の
奥を深めて さどはせる 君が心の すべもすべなさ

愛おしいのが世の道理であると言ひ、後半には、南風が吹き雪が解け射水川に流れる水の沫のように寄るべない左夫流に身を寄せあい一人並んで心を乱した君のすべてことよ、と諫める。この歌は、父母、妻子を大事にするという世の常識に反して左夫流を愛したことへの非難であり、家のありかたと相容れない、さすらう遊行女婦を髪鬢とさせる。⁽³⁴⁾ 遊行女婦は、官人の宴席においては半ば職務的な遊女である一方、こうした家持の歌によれば、家という確固たる繋がりを喪失したさすらう遊女の姿があつたことも、また見逃せない。

では、平安の貴族社会における遊女は、どうであつたのか。

その比較的早い例を『大和物語』一四五段にみることができる。⁽³⁵⁾

亭子の帝、河尻におはしましたり。うかれめに、しろといふ者ありけり。召しつかはしたりければ、まるりてさぶらふ。上達部、殿上人、みこたちあまたさぶらひたまひければ、しもに遠くさぶらふ。「かくはるかにさぶらふよし、歌つかまつれ」とおほせられければ、すなはちよみたてまつりける。

浜千鳥とびゆくかぎりありければ雲立つ山をあはとこそ見れとよみたりければ、いとかしこくめでたまひて、かづけ物たまふ。河尻は河の末の意であるが、ここでは淀川の川口すなわち江口あたりと考えられており、「うかれめ」は遊女のことで『和名抄』にみられる説明と一致し、のちの『和泉式部集』二二五番歌の詞書には、恋多き女性として名を馳せる式部の扇をとつて、道長が「うかれめの扇」と書きつけたという話もある。『大和物語』は宇多上皇をはじめ上達部や殿上人

に親王たちが居並び、その末席に召し寄せられた「しろ」という名の遊女が、仰せにより見事な歌を詠んで褒美を賜ったという話。席次によって示される遊女の身分と、身分の限界をも凌駕してしまうその才能、ならびにそれを認める上皇を、この章段からうかがえる。上皇一行の通る道筋にいた有名な遊女は、続く一四六段の遊女と同一かどうか、解釈に揺れの生じるところである。

亭子の帝、鳥飼院におはしましにけり。例のごと、御遊びあり。

「このわたりのうかれめども、あまたまるりてさぶらふなに、声

おもしろく、よしあるものは侍りや」と問はせたまふに、うかれめばらの申すやう、「大江の玉淵がむすめと申す者、めづらしうまる

りて侍り」申しければ、見せたまふに、さまかたちも清げなりければ、あはれがりたまうて、うへに召しあげたまふ。

鳥飼の院は摂津の国の離宮で、やはり「うかれめ」とある。上皇がこのあたりの遊女のなかに声がよくて品格のあるものはいるかと尋ねたところ、遊女たちは大江の玉淵を推挙したという話。引用部のあとには、鳥

飼という題でその場にいる人々すべてに詠ませ、上皇が、この題で上手に詠んだなら眞の玉淵の娘と信じようと仰せになると、娘はすぐにしばらくの歌を詠んで、帝をはじめみな感動を呼び、上皇はすべての者に衣装を脱いで禄を被けるよう命じ、この女の申すことはみな奏上するようにとまで仰せつけたという。一四五段の遊女と同一かどうかの断定は難しいが、『大和物語』の構成としては同一視させるようになつていると考えるのが妥当であろう。⁽³⁶⁾ 少なくとも一四六段では、大江氏であるこ

とが知られ、その素姓は明確であり、なおかつ抜きんでた歌才を備える遊女の姿を認め得る。『大和物語』の連続する二章段から、京から離れた主要な土地に、遊女たちが大勢おり、その職掌として歌の才が問われたことは明らかである。

河尻すなわち江口の遊女は、神崎の遊女とならば、平安時代にも有名な遊女であった。その様子は、『朝野群載』所収の大江匡房『遊女記』に詳しい⁽³⁷⁾。

自「山城国与渡津」。浮「巨川」西行一日。謂「之河陽」。往「返於山陽西海南海三道」之者。莫「不遵此路」。江河南北。邑々處々。分流向「河内国」。謂「之江口」。……略……到「摄津国」。有「神崎蟹島等地」。此「門連戸」。人家無「絶」。倡女成「群」。棹「扁舟」。着「旅舶」。以薦「枕席」。声遏「溪雲」。韻飄「水風」。經廻之人。莫「不忘家」。

山城の国の与渡津から大きい川を西に行くと、河陽というところで、そこは山陽、西海、南海の三つの道を行き来する者は必ず通る所である。

河が南北にあり、村々が所々にある。流れを分けて河内国に向かうと、ここを江口という。攝津の国に到ると神崎、蟹島の地がある。門が並び戸を連ねて人家は絶えることなく続き、娼女が群をなしていて、小さい舟で近づき枕席をすすめ、その声はたなびく雲をとどめ、その響きは水風をとどめる。経めぐる者は家を忘れる、という。河陽は離宮もあつた水路の要衝であり、その先にあるのが、遊女のいる江口、神崎、蟹島の地である。人家が続き群を成すと表現されるほど大勢の遊女がいたと推察され、遊女が交通と不可分の関係にあることを示している。さらに、

次のような記述もある。

相伝曰。雲客風人。為賞「遊女」。自「京洛」。□「河陽」之時。愛「江

□人」。刺史以下。自「西国」。入「河之輩」。愛「神崎人」。

群書類従本では□を「向」とし、「河之輩」を「江之輩」にするが、大意を考えるのに支障はなく、京から河陽の方から行く人は江口の人を愛し、西國の方から京へ上る人は神崎の人を愛す、となる。江口は淀川から三國川（現神崎川）が分岐する交通の要衝で現在の大阪市東淀川区東端付近にあたり、神崎は現在の尼崎市で、藻川・猪川・神崎川の合流地点付近で、神崎川西岸であるといふ。⁽³⁸⁾ 蟹島は神崎の対岸あたりになるうか。『本朝文粹』には「見遊女」と題して大江以言の詩序を収め、「河陽則介山河攝三州之間、而天下之要津也。自西自東、自南自北、往反之者、莫不率由比路矣」（卷九）とあり、三つの国との間にあり交通の要衝であつた河陽で遊女を見たことを記している。交通の主要な地ゆえ、どちらから行つても遊女に会えるのである。

また、藤原明衡『新猿楽記』も、遊女の様子を伝える。⁽⁴⁰⁾

十六君者、遊女夜發之長者、江口河尻之好色也。……略……声如頻伽、貌若天女。

「十六君」は「十六女」という本文もあるが、遊女や夜発の長たる女で、江口河尻の好色といわれる遊女があり、声は迦陵頻伽の如く容貌は天女のようであつたという。交通の要衝であつた江口河尻には、評判の遊女がいたことを伝えており、好色の度合いも増しているようである。遊女たちの歌才を語る後世の説話にも江口・神崎の遊女はみえる。

しかのみならず、肥後の國の遊君、檜垣媼は後撰集に入り、神崎の遊女、宮木は後拾遺集をけがす。青墓の傀儡、名曳は詞花集をゆり、江口の遊女、妙は新古今の作者なり。

これは、前述の玉淵の娘の話に続けて、遊女たちと勅撰集について述べる部分であり、肥後あるいは筑前や神崎に加え、美濃国の青墓、江口などがみえ、遊女たちは歌に秀でていたらしい。

平安時代には、遊女と撰閑家との結びつきも強まり、道長とて、決して例外ではなかった。東三条院すなわち詮子が石清水行啓をし、住吉社四天王寺をまわった『御堂関白記』長保一(一〇〇〇)年三月廿五日条には「還院、子時、此遊女等被物給、米同之」とあり、道長が遊女に禄を与えている。⁽⁴²⁾ 同廿日の記述に「賀茂河尻御舟」とあり、これも江口あたりと推察される。他にもこの時の記述がある。

今日、東三条院遷御淀河之間。遊女群參。給「米百石」。殿上人及女房有「纏頭事」。又左大臣給「米五十石」。

『日本紀略』同年三月廿六日条⁽⁴³⁾
長保年中。東三条院參詣住吉社天王寺。此時禪定大相國被寵小観音。

『遊女記』

『日本紀略』では日付が一日遅いが、内容からして『御堂関白記』と同じこととみて差し支えあるまい。これによれば、遊女が大勢集まつてきて、道長は米五十石を禄として与えている。『遊女記』には年次の

詳細は記されていないものの、長保年間の「大相國」道長と遊女の話であるから、やはり同じ時の記述と推測される。ここに「小觀音」とあるのが遊女の名前で、江口の遊女の祖といわれる觀音のことかその後裔なのか、その遊女に籠をかけていたことがうかがえよう。この年の二月、ちょうど一ヶ月前に道長の娘彰子は中宮に立后したばかりで、道長は外戚として、権力を欲しいままにしていく頃。その道長は遊女に親しみ、禄を用意していた。道長と遊女に関する記述はまだある。

後日按察納言云、主上被仰云、依相府氣色、親王脱衣給遊女次、
『小右記』長和三年十月廿六日条
早旦資平云、宇治事觸色輕々、作文・管絃之外、遊女四十余人相從、相府一度脱数重衣、已下盡以脱衣、或無被单衣之者、亦相府取遣絹百疋賜遊女、其外米若干云々、

『小右記』同年十月廿七日条
敦康親王が長和三(一〇一四)年に道長の宇治第を訪れた際、道長の様子をみて遊女に衣装を脱いで与え、翌日には四十人以上の遊女たちに一度に何枚も衣装を脱いで与え、また米も与えている。

早朝出宿院、乗舟渡、遊女數舟來、我入内間、上達部・殿上人纏頭、便無事、臨時憐心深之所致也、女方又給着衣、我給了、

『御堂関白記』

これも寛仁元(一〇一七)年に石清水に競馬のために赴いた帰途の記述で、舟に乗ってやってきた遊女に衣装を与えていた。この年の十一月、道長は太政大臣になる。

栄華を誇る道長にとって、京から出かけた際に、江口あたりや宇治の遊女たちに禄を与えるのは当然の行為であったとおぼしい。平安中期の貴族圏に参入する遊女の存在がある。

ふたたび「道の口」に立ち戻って考えてみれば、民謡出自の詞章の背景に、これらの古代の遊女を想定することができるのである。詞章が形成された時代を重視すれば、遊行女婦およびその周辺の遊女が想起され、催馬樂の愛唱された時代に目を移せば、摂関政治の立て役者道長も親密に関わっている。「道の口」に遊女を見る基盤は、詞章そのものの根底にも、享受された時代にも、搖らぐことなく存在している。

四、遊女の詠みくち

古代の遊女の実態を視野に入れれば、「道の口」の女を遊女と見る必然性はより高く、享受する側もそのような解釈を十分に許容できる時代であった。しかし、それだけで「道の口」が遊女の歌と理解されるわけではない。やはり、催馬樂の詞章によって印象づけられているはずである。詞章の後半部「我はありと親に申したべ」こそ、何より遊女の姿を髪髪とさせるところなのではないか。自身が遠隔地で無事に暮らしていくことを伝えてほしいと、明確に訴えている。そして、それは手習巻で唱歌となり、逆に詞章を浮かびあがらせてしまう部分とも一致するのである。この詞章後半部の表現についてさらに検討してみなければならぬ。

催馬樂が在来の古代民謡に根ざすことを思いあわせれば、万葉歌といい。

関わりが問題になつてこよう。『万葉集』の遊行女婦やそれと同等かといわれる娘子たちは、半ば職務のように宴席で男性官人への惜別の情を詠みあげる。しかし、「道の口」の詞章は、遠く離れた親への言づてとして結ばれ、対象が異なる。歌謡では『和漢朗詠集』に遊女の項があり、そのうちの一首「白波の寄するなぎさに世をすぐす海人の子なれば宿もさだめず」が、遊女の心情を詠んだ内容である。宿も定めない漂泊の身であることを謡う。宴席での歌が儀礼的な意味合いも強い晴れの場の性格をもつているのなら、それとは別の、さすらう左夫流のような遊女の心情とてあつたはずであろう。表舞台には現れにくい私的な情は、遊女たちが共通して内面に抱えるひとつの心情として、歌謡という集団のことばに結実されていったとみるべきなのではないか。

上代の遊女の歌と思われる歌に、表現の共通性がみられる」とは、すでに指摘されている。⁽⁴⁴⁾ いま、それをたどり直してみたい。

やまとへに西吹き上げて雲離れ退^モき居りとも我忘れめや

『古事記』仁徳天皇⁽⁴⁵⁾

仁徳天皇が吉備の国を訪れた際、京へ帰る天皇に黒日売がたてまつた歌であり、瀬戸内海の遊女の歌かもいわれる。⁽⁴⁶⁾ 女の方から「我忘れめや」という趣向が共通する異伝歌は、『風土記』にもみえる。

やまとへに風吹き上げて雲離れ退きをりともよ我を忘^モらすな

『丹後國風土記』逸文⁽⁴⁷⁾

これはいわゆる浦島伝説で、雄略天皇の御代に浦島子が亀を釣りあげ、女性に姿を変えた亀に導かれて常世の国に行き、約束をやぶつて箱を開

けたため一度と会えないわかつたときに、「神の女」が詠んだ歌である。「西」と「風」、「忘れめや」と「忘らすな」が共通する。雲や風は港の遊女にとって重要であったことも言われ、同じもとの歌をそれぞれの物語に詠み込んでいるかと、推測されている。⁽⁴⁸⁾ もとの歌が何であるかを知る由もないけれども、それだからこそ、別れに際し、風や雲とともに私を忘れないで、という女の常套的な詠みくちが漫透していくと考えられよう。

同様な表現は『万葉集』にもみられる。

藤原宇合大夫、遷任して京に上る時に、常陸娘子が贈る歌一首
庭に立つ麻手刈り干し布さらす東女を忘れたまふな

四一五二一

うち日さす宮の我が背はやまと女の膝枕くぐとに我を忘らすな

十四一三四五七

五二一番歌は、遊行女婦と明記されとはいひもの「常陸娘子」とあることから、遊女かとみなされる歌である。三四五七番歌は東歌である。いずれも忘れないで、と相手に望む内容であり、「我忘れめや」と基本的な発想は同じである。別れに際して、女の側には、「忘る」に禁止の終助詞「な」がともなうお決まりの表現が根づいていたと考えられよう。

それらは『古事記』や『風土記』、『万葉集』にとりこまれる一方で、催馬樂の詞章にも反映しているのではないか。ただし、「道の口」では、自分の願望を訴える相手は、親である。さらに、黒日売の歌では西風は相手の心を自分から遠ざけ離別を促すものであったが、「道の口」では、

むしろ、風は女の心を託せるものとなっている。同じ遊女の歌としてみると、遊女のお決まりの詠みくちを踏襲しながら、相手と風の役割を置き換えているのが「道の口」の詞章ではないかと、あらためて確認されるのである。

土地の代表者のように歌を詠む、地名を冠し公的な色合いを帯びた遊行女婦の姿が一つの典型としてあれば、一方に、また私的な思いがあるのも当然であろう。そうした遊女の私情を束ねたのが催馬樂「道の口」の詞章とみられるのではないか。公的な場で詠まれにくい私情だからこそ、集団性の強い歌謡の詞章として表出される必然性が生じる。その際、忘れないでほしいという定番の詠みくちや、何かを運ぶ風が用いられるのは、普遍性を持たせる役割を果たし、わかりやすいことばとして支持を得ることになろう。

そもそもことばで表現することじたい、集団への関与の第一歩を意味する。それが歌謡のことばであれば、さうに広く民衆に愛唱されることが必須条件である。「道の口」の「我はありと親に申したべ」は、特定の個人の遊女の思いなどではなく、集団性に支えられた共通の内なる心情として解すべきだと考えられる。

「我はありと親に申したべ」といふことが生み出される背景には、似たような境遇の遊女たちの境遇があろう。土地との結びつきが強い遊女ならば、このような内容を詠む必要はない。次に、武生にさすらう遊女の実在性と集団性について考えてみたい。

五、交通の要衝——京から武生へ

武生にさすらうとすれば、どのあたりから流れてくることが可能であろうか。さすらう遊女たちの存在を支える交通について、考えてみなければならない。

平城京と平安京、あるいは長岡京で事情の差異はあるが、近江を介して北陸の越前へ行く交通路は、かなり早くから発達していったらしい。古代は琵琶湖の西側に陸路があったが、琵琶湖の水路は不可欠の主要な交通路であった。湖は北陸の海産物等の物資も京に届け、政治のための貴族たちの往還に加えて、京での生活を支えるうえでも重要であった。交通が発達し、その拠点として栄えるところには人々が集まり、遊女も集まる。

『紫式部集』には、紫式部が父為時とともに越前へ下向した時の歌群が収められ、一条朝当時、国司が越前へ向かった道筋をうかがえる。⁽⁵⁰⁾

近江の海にて、三尾が崎といふ所に、網引くを見て

一一〇 三尾の海に網引く民のてまもなく立ち居につけて都恋しも

また、磯の浜に、鶴の声々に鳴くを

一一一 磯がくれおなじ心にたゞぞ鳴くな思ひ出づる人やたれぞも
夕立しぬべしとて、空の曇りてひらめくに
一一二 かきくもり夕立つ波のあらければ浮きたる舟ぞしづ心なき

塩津山といふ道のいとしげきを、餌の男のあやしきさまど
もして、「なほからき道なりや」といふを聞きて

一一三 知りぬらむゆききにならす塩津山よにふる道はからきものぞと

みづうみに、おいつ島といふ洲崎に向ひて、わらはべの浦

といふ入海のをかしきを、口ずさみに

一一四 おいつ島島守る神やいさむらむ波も騒がぬわらはべの浦

一一〇～一二番歌は行き帰り両方での詠を含む歌群といわれ、それぞれ往路復路の判別で見方の分かれる歌も多い。いま、このうち四首に、地名がみえることに注目したい。「三尾が崎」は琵琶湖西側の高島郡、「磯の浜」は場所の比定が難しいが、琵琶湖東岸の坂田郡ではないかといわれ現在の米原あたり、「塩津山」は琵琶湖北端の伊香郡で国境をこえて越前へ向かう要所、「おいつしま」は蒲生郡で『延喜式』にみえる奥津島が現在の近江八幡市の奥津神社かと想定されている。新潮日本古典集成の注では「越前下向は夏に琵琶湖西岸を辿り、帰路は七二の詞書によれば冬で、琵琶湖東岸を通っている」とする。復路かと思われる七一〇

七三番歌の中の一首にも地名がある。

みづうみにて、伊吹の山の雪いと白く見ゆるを

七二 一名に高き越の白山ゆきなれて伊吹の嶽をなにとこそ見ね

伊吹山は美濃と近江の境にある山であるから、これは東岸となる。東岸西岸両方をたどることが可能であったことがわかる。一二三番歌に続く一二四番歌には日野岳が詠まれており、塩津から越前に入る塩津街道は、北陸と京を結ぶ道筋の要となつた。

これ以前の道筋の詳細はわからないものの、『延喜式』によれば、各地に駅は設けられ、平城京や平安京からの交通も、塩津から若狭湾方面

への交通も、それぞれ早くから発達していたと思われる⁽⁵²⁾。京から越前への交通手段として水路が利用されていたことは、『日本靈異記』からもうかがえる。

櫛磐嶋は、諸樂の左京の六条五坊の人なりき。大安寺の西の里に居住せり。聖武天皇のみ世に、其の大安寺の修多羅分の錢を三十貫借りて、越前の都魯鹿の津に往きて、交易して運び超し、舟に載せ借りて、越前の都魯鹿の津に往きて、交易して運び超し、舟に載せ家にもち来たらむとする時に、忽然に病を得つ。舟を留め、単獨家に来むと思ひ、馬を借りて乗り來たる。近江の高嶋郡の磯賀の辛前に至りて、かへりみれば、三人追ひ来る。

『日本靈異記』中巻 「閻羅王の使の鬼の、

召さるる人の 賂を得て免し縁第二十四」⁽⁵³⁾

途中自唐崎還御之間待候大津北辺、扈從人々云、遊女副御舟、事也無便、

程候女房・上達部・殿上人脱衣給云々、

長徳二年九月三十日条

櫛磐嶋という人が閻羅（閻魔王）府からきた鬼に食べ物を施して難を逃れ、鬼たちを救う話であるが、冒頭でこの櫛磐嶋を紹介するところに、越前から京への水路が語られている。越前の都魯賀の津とあるのは敦賀で、ここから琵琶湖岸へ出て、舟で湖上を通っている。ここでは途中で急病のため舟を留めて、そこから陸路を馬で京へ向かっており、何者かに追われていることに気づくのが、辛前、つまり志賀の唐崎である。唐崎は琵琶湖西岸であるから、湖の東岸から西岸へ渡り、そのどこから唐崎まで馬でやってきたのである。『延喜式』（主税寮）には「諸国雜物を運ぶ功賃」の条「北陸道海路」に、「敦賀より塩津に運ぶ駄賃」「塩津より大津に漕ぶ船賃」の項があり、塩津から大津への水路が発達していたのは明らかである。『日本靈異記』の話では、この正規ルートに基

本的には沿いながら、途中予想外の急病のために少々の変更を余儀なくされ、湖西の湖岸からおそらく北陸道を経て唐崎へ向かったのではない

か。

行程でのハブニングや季節や気象条件によって、たどる道筋にも多少の差異が生じるのは、現代と同じであろう。そうであつたとしても、唐崎など、京に近い湖西の地にも交通の主要な拠点はあり、東岸には水路と陸路の交わる塩津がある。近江の国府は『和名抄』に「国府は栗本郡にあり」と記され、この近辺も交通が発達する必然性は高い。すなわち、近江には交通の要衝として栄える地が複数あつた。

のちの『小右記』には、唐崎がみられる。

『蜻蛉日記』の作者も祓えに赴いた近江の唐崎である。長徳二年当時、すでに唐崎は遊女のいる地であり、衣装を脱いで禄として与えているところから、歌などの芸に秀でた遊女であった可能性が高い。唐崎は、職務的な遊女の集まる地であろう。さらに時代がくだれば、『古今著聞集』卷十三八一「近江國遊女金が大力のこと」も近江の国湖西の高嶋郡といわれる「かいづ」の遊女の話であり、唐崎の他にも、湖西に遊女の地はあったと推察される。

平城京あるいは平安京から越前まで行く遊女もある。一方、水路を中心には交通が早くから発達し、その要衝も認められる、近江あたりから

流れしていく遊女も多くいたのではないか。水路を中心とした近江は、遊女のさすらいを促したはずである。武生にあって遠方の親への言づてを風に頼む遊女とは、遠くは京から、近くは近江から、流れて武生にやつてきた遊女なのではなかつたか。京から武生への交通の発達は、武生に流れてくる遊女の心情が、個をこえて集団的なものに変わっていくための、重要な要件であったと考えられる。

六、浮舟と遊女

催馬樂「道の口」が、遊女の心情を謡つたものであることをたどりみてきた。では、この催馬樂が浮舟の物語に取りこまれることを、どのように考えればよいのだろうか。ここでふたたび『源氏物語』にたち戻りたい。

物語場面を確認しよう。この「道の口」が用いられるのは、失踪直前の浮舟と母とのやりとりであった。薫は浮舟を迎える日を四月十日と決めるが、浮舟は乗り気になれず不安に思つていてるところへ、母中将の君が訪ねてくる。その母の帰り際、心細さを募らせる浮舟が母を慕い、それに対する中将の君の返答に、「武生の国府」がある。再度、引用してみる。

「心地のあしくはぐるにも、見たてまつらぬがいとおぼつかなくおぼえはぐるを、しばしも参り来まほしくこそ」と慕ふ。「さなむ思ひはべれど、かしこもいともの騒がしくはぐり。この人々も、はかなきいとなどえしやるまじく、せばくなどはべればなむ。武生の國

府に移ろひたまふとも忍びては参り来なむを。なほなほしき身のほどは、かかる御ためこそいとほしくはべれ」など、うち泣きつつのたまふ。

浮舟 一六九頁

「武生の国府」という「道の口」の詞章は、浮舟の側から持ち出されるのではなく、恋い慕う浮舟を慰めるための、母のことばである。母が何気なく口にした「道の口」の一節は、親と子が遠く離れるとの誇張であり、どんなに離れても私は会いにきますから大丈夫ですよ、の意となる。しかし、その詞章では、子の居場所を親は知らず、薫に引き取られる)ことを受け入れられぬまま不安を抱く浮舟の身に重なつて、不穏に響く。

「道の口」を、流れて越前にある遊女の歌と考えてみると、どうか。浮舟の造型には遊女性が付与され、さすらいの身の遊女が親を思う心情が重なつてくる。薫と匂宮両方に求婚され、それぞれに応じてしまう浮舟は、遊女に通じる。薫に求愛されながら匂宮と一日逗留した橋の小島の場面で、「女」と呼ばれる浮舟の姿は「なつかしきほどなる白きかぎりを五つばかり、袖、裾のほどまでなまめかしく、色々にあまた重ねたらんよりもをかしう着なしたり」と、白だけのやわらかな桂姿と描かれる。外は雪が深く降り積むなか、白が強調されるのは、聖なる性の表出ともみられようか。

さらに、「武生の国府」が会話にのぼる母の來訪場面では、三角関係ゆえの浮舟の不安が散見する。

大将殿は、四月の十日となん定めたまへりける。さそふ水あらばとは思はず、いとあやしく、いかにしなすべき身にかあらむと、浮きたる心地のみすれば、母の御もとにしばし渡りて、思ひめぐらすほどあらんと思せど、少将の妻、子生むべきほど近くなりぬとて、修法、読経など隙なく騒げば、石山にもえ出で立つまじ、母ぞこち渡りたまへる。

浮舟 一六三頁

小野小町の「わびぬれば身をうき草の根を絶えてさそふ水あらばいなむとぞ思ふ」(古今・卷一八・雑歌下 九三八)をふまえた表現は、誘いに乗る気になれないという文脈であるが、物語にわざわざそれが引かれ、「憂し」と掛けられる「身をうき草の根を絶えて」が言外にはのめかされる」とじたい、誘いに身をまかせる遊女性の表出とみられる。その表現が、同時に、さすらう浮舟の姿を刻印するのである。不安は、母への思慕を導き、母のもとにしばしとどまりたいという思いを呼び起こす。浮舟のさすらいは、決して単純なものではない。母中将の君の来訪場面から浮舟みずから心中に「人わらへ」が意識され、一例がみられる。君は、けしからぬことどもの出で来て、人笑へならば、誰も誰もいに思はん、あやにくにのたまふ人、はた、八重たつ山に籠るともかならずたづねて、我も人もいたづらになりぬべし、なほ、心やすく隠れなむことを思へと、今日ものたまへるを、いかにせむ、と心地あしくて臥したまへり。

一六四頁

君は、さてもわが身行く方も知らずなりなば、誰も誰も、あへなくいみじとしばしこそ思うたまはめ、ながらへて人笑へにうきこともあらむは、いつかそのもの思ひの絶えむとする、と思ひかくるには、障りどころもあるまじく、さはやかによろづ思ひなさるれど、うち返しいと悲し。親のよろづに思ひ言ふありさまを、寝たるやうにてつくづくと思ひ乱る。

一六八頁

世間の物笑いになつたならば、薫や匂宮のみならず、母や乳母など周囲の人たちはどう思うだろうかという苦悩であり、あとの一例は、渡守の孫の子が棹をさしそこねて川に落ちたという女房たちの話を耳にしての、物笑いになって生きながらえることを恐れる浮舟の心中である。この「親のよろづに」以下の一文について、新編日本古典文学全集の注は「浮舟は、近日に迫った娘の出京を喜んで多弁となつた母の気持ちから、遠く隔たつた地点にひとり追いつめられて、沈痛な思いをかみしめる」と述べる。母との距離に言及するこの指摘には注目されよう。浮舟は、我が身をとりまく状況への不安から母を慕い、そばにいたいとさえ望むが、その心の距離はすでに遠い。浮舟の異母妹にあたる左近少将の妻が出産間近で一緒に石山に参詣できないため、わざわざ自分を訪問してくれているのに、母子の心は乖離している。母はいま眼前におり、浮舟は母を恋い慕うだけに、心の距離は際だつのである。遊女が遠く離れた親を思う「道の口」は、薫と匂宮の狭間で思い乱れる浮舟に遊女性を付与し、入水を試みてさすらう身の不安を喚起するが、それは空間的地理的な距離の暗示であるばかりではなく、母との心の距離をも表し、二重に

さすらう浮舟の運命を予感させるのである。

さらに、浮舟巻の巻末をみたい。入水を決意した浮舟のもとには、京の母から文が届く。夢にただならぬ浮舟の様子がみえたため、心配して贈られた文には、左近少将の妻の方が大変で離れられないのでも、「その近き寺にも誦経させたまへ」とあり、そのため品も準備して届けられていた。

寺へ人やりたるほど、返り事書く。言はまほしきこと多かれど、つましくて、ただ、

のちにまたあひ見むことを思はなむこの世の夢に心まどはで
誦経の鐘の風につけて聞こえ来るを、つくづくと聞き臥したまふ。

鐘の音の絶ゆるひびきに音をそへてわが世つきぬと君に伝へよ
持て來たるに書きつけて、「今宵はえ帰るまじ」と言へば、ものの枝に結ひつけておきつ。

浮舟 一九五頁

寺に使いが向かった間に母に返事を書く浮舟は、母に後の世でまた会いたいといい、「一首目」では、わが命が尽きたと母に伝えてください、といふ。ここでは誦経の鐘が風にのって聞こえてくるところである。鐘の音に私の泣く音をそえて母に伝えて、と頼む相手は風であろう。第三部の物語では音が重要な役割を果たし、浮舟はそれを聞き臥す女君である。⁽³⁴⁾ その重要な場面のひとつでは、「道の口」の詞章「我はありと親に申したべ 心あひの風や」と響きあつてゐるのではないか。ただし、「道の口」が、さすらう身ながら、しあわせをもたらすいい風に私が無

事でいると親に伝えて、と託したのに対し、「君につげよ」という詠みくちは共通するものの、物語の状況は「心あひの風」に託す「道の口」と異なる。誦経の声をのせてくる風ならば救済の意味あいもあるが、浮舟は親を思いつつ後世での再会しか望み得ず、頼む内容も、自分の命が尽きたことである。「道の口」の趣向に通じながら、むしろ相反する状況が浮上してこよう。

かつて母中将の君来訪時に口にした「道の口」の詞章は、浮舟巻末の、入水決行直前に母の手紙を見る浮舟の描写と、響き合っている。

その「道の口」は、手習巻で、ふたたび想起されてくる。「たけふ、ちぢりちぢり、たりたんな」も、「たけふ」と唱歌が結びついたものとみるならば、「我はありと親に申したべ 心あひの風や」がおのずと呼び起こされる。音楽をめぐる「あはれ」すらもはやとどめない母尼の滑稽なあづま琴弾奏は興ざめでしかなく、助けてくれた人々からも遠く孤立する浮舟の人生を際だてる。

平安貴族たちの宴や管絃の遊びにおいて愛好された催馬楽は、とりわけ浮舟の物語との関わりが深い。東屋巻で三条の小家の場面に響く「東屋」は東国の出自を印象づけ、浮舟巻の「葦垣」は都の景物とは違う垣根が男女の隔てを想起させ、同じ浮舟巻の巻末近くでは、武生にさすらう遊女性を重ねる。『源氏物語』の掉尾を飾る女君は、土俗性および集団性の強い催馬楽の詞章に支えられて造型されているのである。

注

(1) 浅野健一「源氏物語と催馬樂」『国語と国文学』一九五二年九月)、松田豊子「源氏物語と催馬樂」『光華女子大学研究紀要』(一九七〇年二月)をはじめとする一連の論など。

(2) 拙稿「源氏物語における催馬樂引用—「東屋」巻の場合—」『中古文学』

(一九八九年五月)、「歌謡をどのように取り込んでいるのか」『源氏物語講座 第六巻』(勉誠社 一九九二年)などをあわせてご参照いただければ幸いである。

(3) 『源氏物語』本文の引用はすべて新編日本古典文学全集(小学館)による。

(4) 『源氏物語大成』の河内本系統のなかでは、七豪源氏のみが異なる。また別本では「たなちり／＼たり／＼たな」と(高松宮家本)、「たりたなちりたな」(保坂本)、「たなちり／＼おり／＼」(国冬本)などが、「たけふ」のみえない本文である。

(5) 古注釈の引用は源氏物語古注釈叢刊(武蔵野書院)により、『弄花抄』は源氏物語古注集成(おうふう)による。

(6) 『本居宣長全集 第四巻』(筑摩書房 一九六九年)。

(7) 山田孝雄『源氏物語之音樂』(宝文館出版 一九三四年)。山田氏は「先づ、細流、花鳥余情、玉の小櫛一致してこれを唱歌とせり。かくの如くこれを唱歌とすることには眞実性の存するものとして余も亦これに賛同せざるを得ず」とし、これが唱歌としての不自然さを持つことを指摘、「ここに余が考ふる所はかの手習巻の唱歌と見ゆるものば、

「たけふぢり／＼たりた」など。

として見るに、「など」の上の「な」は唱歌にあるべき声にあらねば、衍又誤と認めむとす。「の「な」は衍とせば、下の「など」の「な」にまぎれたるものならむ。次に余はその他を「たけふ」と「ちぢり／＼たりた」との一部分に分ちて考へみむとす。かくしてちぢり／＼たりた」は唱歌としているものと認め、上の「たけふは催馬樂律の歌の「道口」のうちの」とばなるべく思ふなり」と書く。さうに、「道の口」の和琴の譜は伝わらないものの筆の譜である『仁智要録』をあげ、「タケフノ」以下の音のあやは頗る複雑なり。ここに「たけふ」といふ詞をあげて、その他の音の変化をばわざと略して、唱歌をかりてその趣を示せるものと思ふなり」とする。さらに、「道の口」を用いる」とが、この手習巻の描写に効果をもたらし浮舟巻と呼応するとして、「しかもこれをただ「道口」といふ曲の名のみを以てしては抽象的になりて効果少く、又「私は在りと親には申したべ」といひては露骨にすぐ。」)に「たけふ」といひてその下の文句を明かにせず、唱歌にてこれを想像せしめたる描写の技巧真に驚くべく、それが為に、古来の注釈家「もい」に思ひ到らざりしならむ」と述べている。

(8) 池田亀鑑『源氏物語事典』(東京堂 一九六〇年)。

(9) 催馬樂の引用はすべて新編日本古典文学全集による。

(10) 『和名抄』の引用はすべて『倭名類聚抄』(元和三年古活字版 二十巻本) (勉誠社 一九七八年)による。

(11) 『梁塵愚案抄』の引用は国文註釈全書(すみや書房)による。

(12) 「あをの浦に寄する白波いや増しに立ちしき寄せ來安由をいたみかも」(大伴家持一八一四〇九三)「安由を疾み奈吳の浦廻に寄する波いや千重しきに

恋ひ渡るかも」（大伴家持一九一四二二三一）。

(13) 「風位考」『定本柳田国男全集 第二十卷』（筑摩書房 一九六一年）。なお、漢字は新字体に改めた。

(14) 『総合日本民俗語彙 第一巻』（平凡社 一九五五年）の解説では鳥取県岩美郡の沿岸地方を例にあげる。

(15) 『折口信夫全集 ノート編 第十八巻』（中央公論社 一九七一年）。

(16) 白田甚五郎氏の注。

(17) 『橋守部催馬樂譜入綾』『橋守部全集 第七』（一九二一年）。ただし、『入綾』に引く歌は、初句「筑紫がた」五句「八重の潮風」。

(18) 藤井貞和「催馬樂の表現——『源氏物語』へ——」『古代文学』（一九八五

年三月）。

(19) 柳田国男「巫女考」『定本 柳田国男全集 第九巻』（筑摩書房 一九六九年）、中山太郎『壳笑三千年史』（春陽堂 一九二七年）など。

(20) 滝川政次郎「遊女の歴史」『遊行女婦・遊女・傀儡女——江口・神崎の遊里——』（ともに至文堂 一九六五年）。

(21) 佐伯順子「遊女の文化史」（中央公論社 一九八七年）。

(22) 服藤早苗「遊行女婦から遊女へ」『日本女性生活史』（東大出版会 一九九〇年）。

(23) 脇田晴子「女性芸能の源流」（角川書店 一〇〇一年）。

(24) (22) 文献参照。

(25) 『類聚名義抄』の引用は（風間書房）による。なお、この部分について諸本の異同はみられない。

(26) 一部引用した以外の「遊行女婦」の用例は次のとおりである。

*右の一首、遊行女婦土師（一八一四〇四七左注）

*右の一首、遊行女婦土師作（一八一四〇六七左注）

*遊行女婦蒲生娘子が歌一首（一九一四二三二詞書）
*右の二首、伝誦するは遊行女婦蒲生これなり（一九一四二三六・四一三七左注）

なお、次の例もある。

*橋の歌一首 遊行女婦（八一一四九二詞書）

(27) 『万葉集』の引用は新編日本古典文学全集による。ただし表記は私に改めたところがある。

(28) 土橋寛『古代歌謡の世界』（塙書房 一九六八年）。

(29) 犬飼公之「遊行女婦と娘子群」『万葉集講座 第六巻』（有精堂 一九七一年）。

(30) 浅野則子「女歌の成立試論」『国文日白』（一九八二年一月）。

(31) (22) 文献参照。

(32) 猪股ときわ「遊行と歌垣」「恋の宮廷——遊行女婦の成立」『歌の王と風流の宮』（森話社 一〇〇〇〇年）。

(33) 飯田勇「律令官人のことばの位相」『神の言葉・人の言葉』（武藏野書院 一〇〇一年一〇月）。

(34) (23) 文献参照。

(35) 『大和物語』の引用は新編日本古典文学全集（岩波書店）による。

(36) 今井源衛『大和物語全評訳 下巻』（笠間書院 一〇〇〇〇年）。

(37) 『遊女記』の本文は国史大系（吉川弘文館）により、群書類従本を参照して引用した。

(38) 日本歴史地名大系（「平凡社」）の『大阪府の地名』『兵庫県の地名』解説。（有精堂 一九九一年）。

(55) 原岡文子「あはれの世界の相対化と浮舟の物語」『源氏物語 両義の糸』

- (39) 新日本古典文学大系による。
(40) 『新猿楽記』の引用は東洋文庫（平凡社）による。
(41) 『十訓抄』の引用は新編日本古典文学全集による。
(42) 『御堂関白記』『小右記』の引用は大日本古記録（岩波書店）による。
(43) 『日本紀略』の引用は国史大系（吉川弘文館）による。

- (44) 鑑賞日本古典文学『歌謡I』（角川書店）、土橋寛『古代歌謡全注釈 古事記編』（角川書店 一九六七年）など。
(45) 『古事記』の引用は新編日本古典文学全集による。
(46) 藤田徳太郎『日本歌謡の研究』（厚生閣 一九四〇年）。
(47) 『丹後風土記』の引用は新編日本古典文学全集による。
(48) (44) 土橋氏文献参照。
(49) (44) 『歌謡I』解説参照。

(50) 『紫式部集』の引用は新潮日本古典文学集成（新潮社）による。

- (51) 国史大系による。
(52) 『新修大津市史 古代』（大津市役所 一九七八年）、『敦賀市史 通史編 上』（敦賀市役所 一九八五年）など。
(53) 『日本靈異記』の引用は、新編日本古典文学全集による。
(54) 三田村雅子「〈音〉を聞く人々——宇治十帖の方法」『源氏物語 感覚の論理』（有精堂 一九九六年）。